



和歌山市公報

令和5年（2023年）6月15日
第1753号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

- 39 和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則・・・（保健対策課） 2
40 和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（市民税課） 2

【告示】

- 245 元気わかやま市応援寄附金に係る指定納付受託者の指定・・・・・・・・・・・・（財政課） 5
246 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課） 5
247 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課） 6
248 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課） 7
249 計量法の規定による定期検査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民生活課） 7
250 公示送達（令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書）・・・・・・・・（資産税課） 9
251 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課） 9
252 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課） 9
253 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る
指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課） 10
254 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課） 10

【公告】

- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 11
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 11
○ 変更後の和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農林水産課） 11
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 11

【選挙管理委員会告示】

- 56 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 12

【監査委員告示】

- 2 包括外部監査の事務を補助する者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（監査事務局） 12

【教育委員会告示】

- 9 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 12

【農業委員会公告】

- 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 13
○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 13

【企業局告示】

- 20 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・（企業総務課） 13

21 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・（企業総務課）

14

【 規 則 】

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第39号

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成26年規則第95号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中

「

指定小児慢性特定疾病医療機関			
負担上限額	円	階層区分	

を

」

「

成長ホルモン治療の有無	※「無」の場合には、成長ホルモン治療は医療費助成の対象外です。		
受診指定医療機関	児童福祉法に基づき指定された指定医療機関		
負担上限額	円	階層区分	
特例	人工呼吸器等		高額かつ長期
	重症患者認定		同一世帯

に

」

改める。

附 則

- この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の別記様式第6号による医療受給者証は、この規則による改正後の別記様式第6号による医療受給者証とみなす。

（令和5年6月13日揭示済）

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 6 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 4 0 号

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市税条例施行規則（昭和 2 9 年規則第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	2 0	原動機付自転車及び小型特殊自動車番号標識ひな型	条例 8 7	を
	2 0 の 2	原動機付自転車（条例第 8 0 条第 1 号アに掲げるものに限る。）番号標識ひな型	条例 8 7	
「	2 0	原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車番号標識ひな型	条例 8 7	に
	2 0 の 2	原動機付自転車（条例第 8 0 条第 1 号アに掲げるもの（特定小型原動機付自転車を除く。）に限る。）番号標識ひな型	条例 8 7	
	2 0 の 3	特定小型原動機付自転車番号標識ひな型	条例 8 7	
」				」

改める。

別記様式第 2 0 号中

「 原動機付自転車及び小型特殊自動車番号標識ひな型
 原動機付自転車及び小型特殊自動車番号標識 を
 」

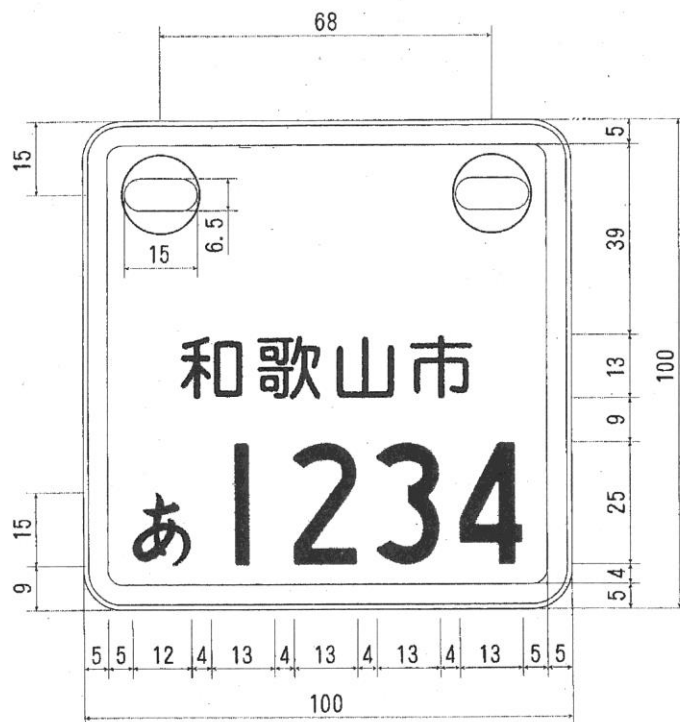
「 原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。）及び小型特殊自動車番号標識ひな型 に、
 」

「標識地質」を「標識材質」に、「第 8 0 号」を「第 8 0 条」に改める。

別記様式第 2 0 号の 2 中「掲げるもの」の次に「（特定小型原動機付自転車を除く。）」を加え、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第20号の3

特定小型原動機付自転車番号標識ひな型



- (注) 1 標識材質 アルミニウム
2 長さ 10センチメートル
3 幅 10センチメートル
4 塗色 地は白色、文字は濃紺色とする。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

（令和5年6月15日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月2日

和歌山市長 尾花正啓

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 和歌山県和歌山市友田町5-18
株式会社近鉄百貨店和歌山店
- (2) 和歌山市本町2丁目1番地
和島興産株式会社
- (3) 大阪府和泉市はつが野3-1-1
有限会社やさい工場
- (4) 和歌山県和歌山市毛見1527番地
和歌山マリーナシティ株式会社
- (5) 和歌山市七番丁23番地
一般社団法人和歌山市観光協会

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

元気わかやま市応援寄附金

3 指定をした日

令和5年6月2日

4 指定の期間

令和5年6月2日から令和6年3月31日まで

（令和5年6月2日揭示済）

和歌山市告示第246号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年6月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年5月16日及び同月27日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年5月25日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年5月23日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和5年6月8日揭示済）

和歌山市告示第247号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年6月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、高津公園及び栄谷団地公園	令和5年5月18日、同月19日、同月22日、同月26日及び同月31日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
-----	-------	--------

原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円
-------------------------------	-------	--------

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年6月8日揭示済)

和歌山市告示第248号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年6月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年6月12日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年2月25日	令和5年3月9日
和歌山市内一円市道上、大新公園及び東公園	令和5年2月17日、同月22日、同月24日及び同月28日	令和5年3月9日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年6月8日揭示済)

和歌山市告示第249号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、定期検査の実施について次のとおり告示する。

令和5年6月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施区域 和歌山市全域

3 実施の期日及び実施場所

実施日	場所		時間
8月25日 (金)	川永支所	和歌山市楠本283	午前10時から午前11時30分まで
	直川支所	和歌山市直川1254	午後1時30分から午後3時まで
8月28日 (月)	紀伊支所	和歌山市弘西1034-1	午前10時から午前11時30分まで
	山口支所	和歌山市里146-2	午後1時30分から午後3時まで
8月29日 (火)	西脇支所	和歌山市西庄1016-90	午前10時から午前11時30分まで
	加太支所	和歌山市加太2692	午後1時30分から午後3時まで
8月31日 (木)	大新連絡所	和歌山市新大工町23	午後1時30分から午後3時まで
9月7日 (木)	三田連絡所	和歌山市坂田286	午前10時から午前11時30分まで
	名草支所	和歌山市紀三井寺673-1	午後1時30分から午後3時まで
9月8日 (金)	湊連絡所	和歌山市湊3丁目8-21	午前10時から午前11時30分まで
	松江連絡所	和歌山市松江中3丁目4-17	午後1時30分から午後3時まで
9月11日 (月)	木本連絡所	和歌山市木ノ本127-2	午前10時から午前11時30分まで
	野崎連絡所	和歌山市野崎194-1	午後1時30分から午後3時まで
9月12日 (火)	小倉支所	和歌山市新庄45-2	午前10時から午前11時30分まで
	和佐支所	和歌山市井ノ口255-1	午後1時30分から午後3時まで
9月14日 (木)	東山東支所	和歌山市山東中51	午前10時から午前11時30分まで
	西山東支所	和歌山市吉礼342-2	午後1時30分から午後3時まで
9月15日 (金)	安原支所	和歌山市桑山38-1	午前10時から午前11時30分まで
	岡崎支所	和歌山市森小手穂1262-1	午後1時30分から午後3時まで
9月19日 (火)	田野支所	和歌山市田野343	午前10時から午前11時30分まで
	雑賀崎支所	和歌山市雑賀崎1286	午後1時30分から午後3時まで
9月21日 (木)	雑賀支所	和歌山市西浜1丁目4-48	午前10時から午前11時30分まで
9月22日 (金)	貴志連絡所	和歌山市向88-1	午前10時から午前11時30分まで
	有功支所	和歌山市園部1456-1	午後1時30分から午後3時まで
9月25日 (月)	西和佐支所	和歌山市栗栖72	午前10時から午前11時30分まで
	四箇郷連絡所	和歌山市有本186-3	午後1時30分から午後3時まで
9月26日 (火)	高松連絡所	和歌山市東高松2丁目4-46	午前10時から午前11時30分まで
	今福連絡所	和歌山市今福2丁目2-88	午後1時30分から午後3時まで
9月29日 (金)	宮前連絡所	和歌山市北中島1丁目7-1	午前10時から午前11時30分まで
	宮連絡所	和歌山市太田2丁目1-26	午後1時30分から午後3時まで
10月4日 (水)	芦原連絡所	和歌山市雄松町4丁目18-2	午前10時から午前11時30分まで
	和歌浦支所	和歌山市和歌浦西2丁目1-19	午後1時30分から午後3時まで
10月5日 (木)	本町連絡所	和歌山市北桶屋町7	午前10時から午前11時30分まで
	楠見連絡所	和歌山市楠見中98-7	午後1時30分から午後3時まで
10月6日	新南連絡所	和歌山市木広町4丁目23	午前10時から午前11時30分まで

(金)	吹上連絡所	和歌山市堀止東1丁目6-17	午後1時30分から午後3時まで
10月12日 (木)	宮北連絡所	和歌山市黒田205-2	午前10時から午前11時30分まで
	城北連絡所	和歌山市西鍛冶屋町7	午後1時30分から午後3時まで
10月13日 (金)	中之島連絡所	和歌山市中之島1495	午前10時から午前11時30分まで
	広瀬連絡所	和歌山市広瀬中ノ丁1丁目16	午後1時30分から午後3時まで
10月16日 (月)	砂山連絡所	和歌山市砂山南2丁目1-4	午前10時から午前11時30分まで
	雄湊連絡所	和歌山市伝法橋南ノ丁16	午後1時30分から午後3時まで

備考 10t以上の大型計量器等、計量器設置場所で検査を行うもの等は別途日程等の調整が必要となりますので、検査対象から除外します。

(令和5年6月12日揭示済)

和歌山市告示第250号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年6月13日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納期限 令和5年度第1期分の納期限は、令和5年6月30日とする。
(別紙省略)

(令和5年6月13日揭示済)

和歌山市告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 08497	医療法人サン	第三デイサービスセンターサン 和歌山市和田1202番地の5	通所介護	令和5年5月6日

(令和5年6月15日揭示済)

和歌山市告示第252号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 08497	医療法人サン	第三デイサービスセンターサン 和歌山市和田1202番地の5	予防給付型通所サービス	令和5年5月6日
30701	株式会社あおぞ	デイサービスあおぞら夢	短時間型通所サ	令和5年5月

09032	らケアセンター	和歌山市小雑賀726-14	ービス	31日
30701	ケアマネジメン	ケアセンター神前	生活支援型訪問	令和5年5月
05725	ト株式会社	和歌山市神前203-2	サービス	31日

(令和5年6月15日揭示済)

和歌山市告示第253号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定、第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91388	株式会社MALL OW	マロウ訪問看護ステーション 和歌山市松江北5丁目566番地 31	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 6月1日
30601 91396	株式会社ACCO RD	訪問看護ステーションACCO RD 和歌山市南出島68番地2	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年 6月1日
30701 14487	合同会社ケーアイ エー	居宅介護支援ぷらむ 和歌山市六十谷1295番地19	居宅介護支援	令和5年 6月1日
30701 14495	株式会社春風会	春風会ケアプランセンター 和歌山市和歌浦東4丁目3番51 号	居宅介護支援	令和5年 6月1日
30701 14503	株式会社ACCO RD	ケアプランセンターACCORD 和歌山市南出島68番地2	居宅介護支援	令和5年 6月1日
30701 14511	株式会社フリー・ フライト	ヘルパーステーション紙ひこうき 和歌山市中之島1325番地 第 3ミヤタマンション1階1B号室	訪問介護	令和5年 6月1日
30701 14529	株式会社GLS	ヘルパーステーションSunny 和歌山市手平2-5-47 フレ グラン手平201号室	訪問介護	令和5年 6月1日

(令和5年6月15日揭示済)

和歌山市告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14511	株式会社フリー・フ ライト	ヘルパーステーション紙ひこうき 和歌山市中之島1325番地 第 3ミヤタマンション1階1B号室	予防給付型訪問 サービス 生活支援型訪問 サービス	令和5年6 月1日
30701 14529	株式会社GLS	ヘルパーステーションSunny 和歌山市手平2-5-47 フレ	予防給付型訪問 サービス	令和5年6 月1日

グランス手平201号室

生活支援型訪問
サービス

(令和5年6月15日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年6月5日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市和田字明上7番12	和歌山市桑山16番地1 桑山利宮C号室 森脇崇行

(令和5年6月5日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年6月12日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市弘西字砂立1201番1、1202番1	東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信

(令和5年6月12日揭示済)

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和5年6月13日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和5年6月13日

和歌山市長 尾花正啓

(令和5年6月13日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年6月13日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年6月9日 和建指第2734号	和歌山市木ノ本字 宇津輪341番5	和歌山市太田1丁目9番18号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示	6.00m×44.85m 44.85m

(令和5年6月13日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第56号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年6月8日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

1 日時 令和5年6月16日（金）午前10時00分

2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 在外選挙人名簿に登録するについて
- (3) 和歌山市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

（令和5年6月8日揭示済）

【 監 査 委 員 告 示 】**和歌山市監査委員告示第2号**

包括外部監査の事務を補助する者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第1項の規定による包括外部監査人との協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月12日

和歌山市監査委員 森 田 昌 伸
同 上 柳 野 純 夫
同 上 古 川 祐 典
同 上 園 内 浩 樹

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

寺川徹也（住所省略）

村尾伸之（住所省略）

青野真人（住所省略）

利根川亮（住所省略）

勝間田修一（住所省略）

2 包括外部監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和5年6月12日から令和6年3月31日まで

（令和5年6月12日揭示済）

【 教 育 委 員 会 告 示 】**和歌山市教育委員会告示第9号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年6月5日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

1 日時 令和5年6月8日（木） 午後1時30分から

2 場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 和歌山市社会教育委員の委嘱について
- (2) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
- (3) 令和5年6月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
- (4) 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う教育委員会所管条例の一部改正について
- (5) 人事案件について
- (6) その他

(令和5年6月5日揭示済)

【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年6月6日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

1 開催日時

令和5年6月9日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 農用地区域除外に係る意見について
- (2) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (4) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 農用地利用集積計画について
- (7) 非農地通知について
- (8) 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

(令和5年6月6日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年6月9日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和5年6月9日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和5年6月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府大阪市都島区高倉町1丁目11番19号 樋口ハイツ301号 株式会社IDEAL 代表取締役 笹木直樹	株式会社IDEAL	大阪府大阪市都島区高倉町1丁目11番19号 樋口ハイツ301号	令和5年5月12日	第635号

(令和5年6月8日揭示済)

和歌山市企業局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和5年6月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府堺市西区鳳西町2丁目25番地の15 株式会社創建 代表取締役 竹内伸雄	株式会社創建	大阪府堺市西区鳳西町2丁目25番地の15	令和5年5月8日	第528号
和歌山市和田1223-4-1 株式会社幸輝開発 代表取締役 柳瀬岩生	株式会社幸輝開発	和歌山市和田1223-4-1	令和5年5月25日	第494号
大阪府大阪府中央区谷町2丁目4-3 アイエスビル9F 株式会社シンエイ 代表取締役 木原朗広	株式会社シンエイ	大阪府大阪府中央区谷町2丁目4-3 アイエスビル9F	令和5年5月26日	第512号
和歌山市西浜1062番地の15 有限会社芝崎工務店 代表取締役 芝崎武治	有限会社芝崎工務店	和歌山市西浜1062番地の15	令和5年5月30日	第522号

(令和5年6月8日揭示済)